

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十一号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号中

- 「 3 その他必要と認められる書類 」を 「 を 」に改める。
- 「 3 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
4 その他必要と認められる書類 」に改める。

別記様式第十五号中

「18 併設施設の状況等

を

「18 併設施設の状況等
19 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

に改める。

別記様式第十八号中

管理者	フリガナ	住所	(〒 - -)
	氏名		
兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	事業所等名称 兼務する職種及び勤務時間等	住所	(〒 - -)

を

管理者	フリガナ	住所	(〒 - -)
	氏名		
兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	事業所等名称 兼務する職種及び勤務時間等	住所	(〒 - -)
介護支援専門員	氏名	登録番号	

に改める。

別記様式第二十号中

管理者	フリガナ	住所	(〒 - -)
	氏名		
兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	事業所等名称 兼務する職種及び勤務時間等	

※

管理者	フリガナ	住所	(〒 - -)
	氏名		
兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	事業所等名称 兼務する職種及び勤務時間等	
介護支援専門員	氏名	登録番号	

フリガナ。

氏名フリガナフリガナフリガナ

管理者	フリガナ	住所	(〒 - -)
	氏名		
兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	事業所等名称 兼務する職種及び勤務時間等	

※

管理者	フリガナ	住所	(〒 - -)
	氏名		
兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設(兼務の場合記入)	事業所等名称 兼務する職種及び勤務時間等	
介護支援専門員	氏名	登録番号	

フリガナ。

氏名フリガナフリガナフリガナ

管 理 者	フリガナ	住所	(〒 — —)
	氏名		
兼務する他の施設(兼務の場合一)	兼務する他の施設(兼務の場合一)	業務所等名称 兼務する職種及び 勤務時間等	
	兼務する他の施設(兼務の場合一)		

を

管 理 者	フリガナ	住所	(〒 — —)
	氏名		
兼務する他の施設(兼務の場合一)	兼務する他の施設(兼務の場合一)	業務所等名称 兼務する職種及び 勤務時間等	
	兼務する他の施設(兼務の場合一)		
介護支援専門員	氏名	登録番号	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の介護保険法施行細則の様式で行っている申請又は届出

は、改正後の介護保険法施行細則の様式で行われた申請又は届出とみなす。